

いっしょ  
みんなが一緒に  
まな 働く、暮らす  
あまがさき  
尼崎をつくろう！

しょうがい ひと さべつ  
障害のある人への差別をなくそう



だれ ひと じりつ あんしん く きょうせいしゃかい じつげん  
誰もが、その人らしく自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現へ

あまがさきし ひと く だれ まな はたら く  
わたしたちのまち尼崎市にはさまざまな人が暮らしています。誰もが学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、日常生活や社会参加をさまたげる障壁や差別があります。

だれ たが じんかく こせい そんちよう ささ あ きょうせいしゃかい じつげん しょうがい  
誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、障害を理由とした差別をなくすことが必要です。市民一人ひとりが障害の理解を深め、誰もが暮らしやすい豊かな社会をつくっていきましょう！



あまがさきし  
尼崎市

# 障害者差別解消法とは？

## 障害を理由とした差別をなくすために

障害者差別解消法は、平成28年4月からスタートした法律で、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めています。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

### 対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁※によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

※社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる事物・制度・慣行・観念などさまざまなもののことです。

## 障害を理由とする差別とはどんなこと？

- 1 不当な差別的な取り扱いをすること
- 障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人には付けないような条件を付けたりしてはいけません。

差別となる具体例

車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にスポーツクラブなどへの入会を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。



- 2 合理的配慮の提供をしないこと
- 障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために、合理的配慮（負担が重すぎない範囲で対応すること）を行う必要があります。

差別となる具体例

交通機関で視覚障害のある人から質問されたが、わかるように説明しなかった。



災害避難所で聴覚障害があることを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



役所の会議に招かれた障害のある人に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



# 事業者の望ましい取り組み

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

店舗の出入り口や店内の段差を解消する。

店舗内や事業所内の通路の幅を広くし、車いすの利用者でも移動しやすいようにする。

視覚障害のある人に、メニューなどをスタッフが読み上げながら説明する。

聴覚障害のある人に、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。

障害のある人の疲労や緊張などに配慮し、間仕切りや休憩スペースを設ける。

盲導犬など補助犬の役割を理解して、いっしょに入れる店舗や事業所を増やす。

知的障害のある人に説明するときは、絵や図なども使ってなるべく具体的に表現する。

長時間立ったままで待つことが困難な人には、(周囲の理解を得た上で) いすなどを用意する。

障害の特性に配慮し、説明書などの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。

# 住民のみなさんにできること

障害者差別解消法では、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害がある人に対しては、差別や偏見を持つことなく、正しく理解して接しましょう。

視覚障害のある人が、駅のホームで線路へ転落しないよう、危ない時には声をかけましょう。

移動に時間がかかる人がいる場合は、個人差があることを理解して、無理に急がせないようにしましょう。

困っている様子の障害のある人には、手伝いが必要か尋ねてから、協力を申し出ましょう。

精神障害、知的障害、発達障害がある人などと話すときには、「ゆっくり・はっきり・ていねいに」話しましょう。

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上には、障害物を置かないようにしましょう。

## ポイント

### この法律で守らなければならないこと

	ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供 ※1
くに ぎょうせい きかん ち ほうこうきょうだんたい 国の行政機関・地方公共団体など	きんし 禁止	ほうてきぎ む 法的義務
みんかん じぎょうしゃ 民間事業者など ※2	きんし 禁止	どりよくぎ む 努力義務

- ※1 合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざまな配慮が求められます。
- ※2 個人事業者や NPO 法人など非営利事業者も含まれます。

### 障害を理由とする差別で困ったときの相談窓口

あまがさき ししょうがいふくし か  
尼崎市障害福祉課 ☎ 06-6489-6577 Fax 06-6489-6351